第二十五条第一項	施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に権原に基づき	権原に基づき施行地区内の
第二十五条第一項	建築物	建築物（指定宅地に存する建築物及び施行地区内の特定仮換地に存する建築物であつて土地区画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地から移転し、又は除却すべきもの（以下「施行地区内の特定仮換地等」という。）を除く。）を
第二十五条第二項	建築物	建築物（指定宅地に存する建築物及び施行地区内の特定仮換地に存する建築物であつて土地区画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地から移転し、又は除却すべきもの（以下「施行地区内の特定仮換地等」という。）に対応する従前の宅地にあつて土地区画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地から移転し、又は除却すべきもの（以下「施行地区内の特定仮換地等」という。）を含む。）
［略］		
第二十六条第七号	を除く。	及び特定仮換地を除き、特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。
［略］		
第二十七条第一号、第二十九条、第三十七条の三第四号	施設建築敷地	施設建築敷地（特定仮換地である施設建築敷地を除き、施設建築敷地となるべき特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）
第三十六条	建築物に	建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）に
［略］		
第三十七条の二第一項、第三十七条の九	内の宅地	内の宅地（特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）

第二十五条第一項、第三十七条の二第一項	施行地区内の土地に権原に基づき	権原に基づき施行地区内の
第二十五条第一項	建築物	建築物（施行地区内の特定仮換地に存する建築物であつて土地区画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地から移転し、又は除却すべきもの（以下「施行地区内の特定仮換地等」という。）を除く。）を
第二十五条第二項、第三十六条、第三十七条の二第一項及び第二項	建築物	建築物（施行地区内の特定仮換地に存する建築物であつて土地区画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地から移転し、又は除却すべきもの（以下「施行地区内の特定仮換地等」という。）に対応する従前の宅地にあつて土地区画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地から移転し、又は除却すべきもの（以下「施行地区内の特定仮換地等」という。）を含む。）
［同上］		
［欄を加える。］		
［同上］		
第二十七条第一号、第二十九条、第三十七条の三第三号	施設建築敷地	施設建築敷地（特定仮換地である施設建築敷地を除き、施設建築敷地となるべき特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）
［同上］		
［欄を加える。］		
［欄を加える。］		